

## 評議員・役員報酬等及び費用弁償に関する規定

社会福祉法人 櫻 会

## 社会福祉法人 樺会 評議員・役員報酬等及び費用弁償に関する規定

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 樺会(以下「本会」という。)の定款第9条、定款第23条に基づき評議員、役員報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (意義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費含む。)等の経費をいう。

### (報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する評議員には、支給しない。

- 2 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表第3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する非常勤役員には、支給しない。
- 3 理事長の報酬は、別表3に定める

### (報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づいて算出されるものとする。
- 3 費用の弁償の請求あったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人の名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (公表)

第6条 本会は、この規定を以て社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規定の改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第8条 この規定に実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(別表)

(1) 評議員の報酬

役職	報酬額(年度)	総額(年1人当たり)	1人当たり/回
評議員	529,620円	75,660円	12,610円

(2) 非常勤役員等の報酬(理事会出席報酬)

役職	報酬年総額(1人当たり)	報酬年総額(1人当たり)	1人当たり/回
理事(理事長以外)	907,920円	151,320円	12,610円
監事	302,640円	151,320円	12,610円

(4) 理事長報酬(非常勤)

役職	限度額	備考
理事長	1,500,000円	役員会 1回 12,610円 業務執行報酬 日額 25,000×回数 執行内容:経営会議、業務打合、理事長決裁

※ 常勤理事長の場合は、別途評議員会にて定める。

附 則 この規定は、平成29年6月15日より施行する。

	平成07年04月01日より実施
一部改正	平成13年04月
一部改正	平成13年12月
一部改正	平成16年05月
一部改正	平成18年12月
一部改正	平成23年09月
一部改正	平成24年05月
一部改正	平成26年10月
一部改正	平成29年06月15日より施行
一部改正	平成29年10月01日より施行
一部改正	平成30年04年01日より施行
一部改正	令和02年12年15日より施行